

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日(当
の翌日は、そ
の翌日)

目 次

- ◇規 則 鳥取県漁港法施行細則の一部を改正する規則
- ◇告 示 土地改良区の役員の変更
- 土地改良事業の認可申請の適否の決定
- 土地改良事業の認可(二件)
- 林業種苗法による生産事業者の登録の失効
- 開発行為に関する工事の完了
- 都市計画法第六十六条による告示
- 政治団体の設立の届出
- ◇選管告示 政治団体からの届出事項に異動があつた旨の届出
- ◇教委告示 教育委員会からの届出事項に異動があつた旨の届出
- 博物館の変更登録

規 則

鳥取県漁港法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和六十年十一月二十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第五十九号

鳥取県漁港法施行細則の一部を改正する規則

鳥取県漁港法施行細則(昭和四十八年四月鳥取県規則第三十二号)の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「(法第三十六条第一項において準用する場合を含む。)」を削る。

様式第一号中「第36条第1項において準用する回法第24条第1項後段」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

鳥取県告示第千百一十一号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定

に基づき、次のとおり赤碕町土地改良区から役員住所に変更を生じた旨の届出があつたので、同条第十七項の規定により告示する。

昭和六十年十一月二十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

理 事		谷本伊勢雄	
鉄本 忠宏			
変更前	変更後	変更前	変更後
東伯郡赤碕町大字竹内五七八	東伯郡赤碕町大字竹内五八〇	東伯郡東伯町大字八橋一四九八	東伯郡東伯町大字八橋一四九四

鳥取県告示第千百十二号

三朝町が行う土地改良事業（土地改良総合整備事業（小規模排水）上西谷地区区画整理）の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

昭和六十年十一月二十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和六十年十一月三十日から二十七日間

三 縦覧に供する場所

三朝町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第千百十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、鳥取市が行う土地改良事業（土地改良総合整備事業（地域改善）馬場地区農業用排水）を昭和六十年十一月二十五日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和六十年十一月二十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第千百十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、大栄町が行う土地改良事業（土地改良総合整備事業（一般）保閑ヶ峯地区農道整備、区画整理及び農用地造成を一体としたもの）を昭和六十年十一月二十五日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和六十年十一月二十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第千百十五号

林業種苗法（昭和四十五年法律第八十九号）第十四条第一項の規定に基づき、次の生産事業者の登録が失効したので、同法第十六条第一項の規定により告示する。

昭和六十年十一月二十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

登録番号	生産事業者の氏名	生産事業者の住所	生産事業の内容	事業所の名称	事業所の所在地
二十	村上喜代蔵	東伯郡三朝町大字穴鴨	穂の採取並びに幼苗及び幼苗以外の苗木の養成	村上喜代蔵苗畑	東伯郡三朝町大字穴鴨

鳥取県告示第千百十六号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

昭和六十年十一月二十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 開発許可の年月日及び番号
昭和四十九年九月十一日鳥取県指令受都計第四百八十三号
- 二 開発区域に含まれる地域の名称
鳥取市雲山字隠里
- 三 開発許可を受けた者の住所及び氏名
鳥取市雲山三六〇―一
鳥取旭工業株式会社
取締役社長 上田忠男

鳥取県告示第千百十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十二条第一項の規定による都市計画事業の認可の告示があつたので、同法第六十六条の規定により、次のとおり告示する。

昭和六十年十一月二十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 都市計画事業の種類及び名称

倉吉都市計画道路事業 三・四・五福吉町生田線

二 施行者の名称

鳥取県

三 事務所の所在地

鳥取市東町一丁目二二〇

四 事業地の所在

- 1 収用の部分 倉吉市みどり町並びに字谷畑、字四十二丸及び字芸才寺並びに八幡町及び八幡町字久米谷地内
- 2 使用の部分 なし

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第六十号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第六条第一項の規定に基づき、次の政治団体から設立の届出があつたので、同法第七条の二第一項の規定により告示する。

昭和六十年十一月二十九日

鳥取県選挙管理委員会委員長 前 田 忠 雄

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日	備考
自由民主党鳥取県 桜会支部	太田保雄	田野瀬武士	鳥取市秋里 九六八一三	昭和六十年九 月十八日	政党の支 部
三谷つたお後援会	多賀豊美	西尾 一雄	鳥取市富安 三三三―五	昭和六十年九 月二十四日	その他の 政治団体

鳥取県選挙管理委員会告示第六十一号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第七条の規定に基づ

き、次の政治団体から届出事項に異動があつた旨の届出があつたので、同法第七条の二第一項の規定により告示する。

昭和六十年十一月二十九日

鳥取県選挙管理委員会委員長 前 田 忠 雄

政治団体の名称	異動事項	新	旧	届出年月日	備考
自由民主党鳥取市中ノ郷支部	主たる事務所の所在地	鳥取市浜坂四三九	鳥取市浜坂一七八	昭和六十年九月十八日	政党の支部
"	代表者の氏名	若林 正美	神崎 一郎	"	"
"	会計責任者の氏名	宮部 孝治	若林 正美	"	"
橋本財蔵後援会	主たる事務所の所在地	倉吉市山根五三八―二	倉吉市福庭三〇一	昭和六十年九月二日	その他の政治団体
松井良孝後援会	"	倉吉市清谷六六二―四	倉吉市清谷六〇七	昭和六十年九月七日	"
坂野重信後援会	代表者の氏名	米原 穰	松原 一男	昭和六十年九月二十四日	"
"	会計責任者の氏名	福政 実	坂野 礼子	"	"
日本司法書士政治連盟鳥取会	代表者の氏名	横山 幸三	松田 清巳	昭和六十年九月二十六日	"

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第十八号

臨時教育委員会の会議を次のとおり招集した。

昭和六十年十一月二十九日

鳥取県教育委員会委員長 倉 都 福之助

- 一 日時 昭和六十年十一月三十日(土)午前十一時三十分
- 二 場所 鳥取市東町一丁目二七一番地鳥取県教育委員会委員室
- 三 議題
 - 1 昭和六十年度末公立学校教職員人事異動方針について
 - 2 その他

鳥取県教育委員会告示第十九号

博物館法(昭和二十六年法律第二百八十五号)第十三条第二項の規定に基づき、次のとおり博物館の変更登録をしたので、博物館の登録に関する規則(昭和二十七年四月鳥取県教育委員会規則第六号)第五条の規定により告示する。

昭和六十年十一月二十九日

鳥取県教育委員会委員長 倉 都 福之助

美術館	財団法人 鳥取民芸	名称	
所在地	設置者の名 称及び住所	変更事項	
鳥取市栄町六五一 番地	財団法人鳥取民芸 美術館 鳥取市栄町六五一 番地	変更後	
鳥取市瓦町一二四 番地	財団法人鳥取民芸 美術館 理事長 川上貞夫 鳥取市大榎町五番 地の二	変更前	
	昭和六十年十 一月二十一日	変更登録の 年月日	

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目鳥 取 県

【定価一部一箇月千七百円(送料を含む。)】